

疱瘡麻疹水痘病人看病人。若君様御座所江不罷出所。

一疱瘡病人は、見へ候日より三十五日過候は、肥立次第罷出可相勤候。

一麻疹水痘病人は、三番湯掛り候は、御番等可相勤候。

一疱瘡麻疹水痘之看病人は、三番湯掛り候は、罷出御番等可相勤候。

但病家棟隔看病不致候は、不及遠慮、同棟之者看病不致候とも遠慮可仕候。○中略

右之通向々江可被達候。

七月

〔諸例類纂九〕文化二丑年

一筆啓上仕候、私曾祖父兵庫頭義去月中旬持病之疾積發、其上時候相障、折々差塞、食事等通兼候旨、追々申越候、老年之義にも御座候間甚無覺束奉存候可相成義御座候は、出府仕、濱町下屋敷へ罷越看病仕療養手當等申付度奉願候可然様被成御差圖可被下候、依之捧愚札候恐惶謹言、

十一月廿一日

大岡主膳正書判

戸采女正様 牧備前守様 土大炊頭様 青下野守様

參人々御中

〔病家須知一〕看病人の意得をとく○中略

第三等は、病勢既に進て、氣力衰耗、飲啖も減じ、坐臥に、人の扶を頼ものは、藥の力を待べきこと、固然なれども、看侍者の用意の可と否とにて、懸に隔のことなり、醫者三分、看病七分と諺には言習ども、看護をよく領知たる人は少にて、無には如ざるもの多、故如何となれば、食事にも與べき時あり、藥にも用べき度ありて、頻藥を服しめ、強て食を與ては、病者の腹力、それに耐がたく、藥も食も泥滯て、下降がたきが故に、皆適害とはなるとも、効あることはなきなり、○中凡常に忍らることも、病ありては、堪がたきものなれば、其氣候に應じ、病人の體に適やうにして、其側に在